

の一部を次のように改正する。

別表中「

天草高等学校 天草高等学校天 草西校 天草東高等学校 倉岳高等学校 牛深高等学校 大矢野高等学校 河浦高等学校 荅明高等学校 荅洋高等学校	本渡市 牛深市 上天草市 天草郡	大矢野高等学校には、宇城市のうち旧三角町を加える。
--	---------------------------	---------------------------

を

「

天草高等学校 天草高等学校天 草西校 天草東高等学校 倉岳高等学校 牛深高等学校 大矢野高等学校 河浦高等学校 荅明高等学校 荅洋高等学校	天草市 上天草市 天草郡	大矢野高等学校には、宇城市のうち旧三角町を加える。
--	--------------------	---------------------------

に

改める。

附 則

この規則は、平成18年3月27日から施行する。

熊本県医療審議会公告第1号

熊本県医療審議会の会議を次のとおり開催する。

平成17年6月27日

熊本県医療審議会会長 北野邦俊

- 1 開催日時
平成17年6月29日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 議題
 - 1 議案
 - (1) 地域における医師確保対策について
 - (2) その他
 - 2 報告事項
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続き
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 傍聴手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県医療審議会事務局(熊本県健康福祉部地域医療推進課)
(電話 096 - 383 - 1111 内線 7046)

正 誤

平成17年4月1日熊本県規則第37号（熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
1	510,000 円	509,000 円

